

神奈川県がん克服条例(全文) (平成 20 年 4 月施行)

(目的)

第1条 この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策基本法(平成18年法律第98号)の趣旨を踏まえ、がん克服を目指したがん対策に関し、県、保健医療関係者及び県民の責務を明らかにし、並びにがんの予防、早期発見の推進等について定めることにより、同法第11条第1項に規定する都道府県がん対策推進計画の実効性を確保し、すべての県民が科学的知見に基づく適切ながんに係る医療を受けられるようにするための総合的ながん対策を県民とともに推進することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、がん対策に関し、国、市町村、医療関係団体、医療機関並びにがん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体との連携を図りつつ、本県の地域の特性に応じたがん対策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、がんに関する正しい理解及び関心を深めるための普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療関係者の責務)

第3条 がんの予防及び早期発見の推進又はがんに係る医療(以下「がん医療」という。)に従事する者(第11条において「保健医療関係者」という。)は、県が講ずるがん対策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第4条 県民は、食生活、喫煙、運動その他の生活習慣、身体に悪影響を及ぼす危険のある生活環境等がんの罹患の直接的又は間接的な要因の排除のための正しい知識を持ち、がんの予防に細心の注意を払うとともに、積極的にがん検診を受けるよう努めなければならない。

(がんの予防及び早期発見の推進)

第5条 県は、食生活、喫煙、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する普及啓発その他のがんの予防に関する施策を講ずるものとする。

- 2 県は、がんの早期発見に資するよう、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、県民のがん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(がん医療に関する情報の収集及び提供)

第6条 県は、すべての県民が科学的知見に基づく適切ながん医療に関する情報を得られるよう、診療情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、地域がん登録(がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況に関する情報を収集し、分析するための制度)その他の必要な施策を講ずるものとする。

(がん医療の水準の向上)

第7条 県は、がん患者がそのがんの状態に応じたがん医療を受けることができるよう、市町村及び専門的ながん医療を提供する医療機関その他の医療機関と連携し、及び協力して、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 都道府県がん診療連携拠点病院の機能の強化及び整備
- (2) 地域がん診療連携拠点病院の機能の強化
- (3) がん診療連携拠点病院その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備
- (4) 都道府県がん診療連携拠点病院と地域がん診療連携拠点病院との連携の強化
- (5) 放射線療法及び化学療法の推進並びに手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成

(研究の推進)

第8条 県は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他の先進的な医療の導入に向けた研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を推進するものとする。

(緩和ケアの推進)

第9条 県は、がん患者の身体的な苦痛並びに精神的及び社会的な不安の軽減等を目的とする医療、看護その他の行為(以下この条において「緩和ケア」という。)の充実を図るため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 緩和ケア病棟の整備の促進

- (2) 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成
- (3) がん患者の状況に応じた治療の初期段階からの緩和ケアの推進
- (4) 居宅で緩和ケアを受けることができる体制の整備の支援

(患者等の支援)

第10条 県は、がん患者の療養生活の質の維持向上並びに精神的及び社会的な不安その他の負担の軽減に資するために、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- (1) がん患者及びその家族又は遺族に対する相談体制等の充実
- (2) がん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体が行うがん患者の療養生活及びその家族に対する活動の支援

(県民運動)

第11条 県は、保健医療関係者、がん患者及びその家族等で構成される民間団体その他の関係団体と連携し、県民を対象とするがんの予防及び早期発見を推進する活動を支援するものとする。

附則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。